

番号	3 (1)
項目	<p>2022年4月の道交法改正により、歩行者、自転車、自動車等既存の交通主体に加え、電動キックボードをはじめとするパーソナルモビリティ(特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車等)が、同じ交通空間を通行する新たな状況が生じている。については、同法参議院附帯決議に基づき、各交通主体の安全を確保するため、交通事故情報等を集積・分析して危険性を軽減する措置を適切に講ずるとともに、効果的かつ厳正な指導取締りに努められたい。また、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯および歩道等の交通空間を計画的に整備されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の自転車通行環境整備は、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、大阪市内の周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する環境整備に取り組んでおり、令和6年度の整備完了をめざしております。</p> <p>自転車通行空間の整備にあたり、歩行者・自転車・自動車を物理的に分離するには、十分な道路幅員が必要となることから、道路幅員に余裕のある路線や、道路の交通容量に余裕があり車線数の減少可能な路線に限られますが、可能な範囲で自転車道や自転車専用通行帯での整備を実施します。なお、令和5年度には西区の一部区間において自転車専用通行帯を整備しています。</p> <p>今後、自転車道や自転車専用通行帯も含めて、歩行者・自転車・自動車にとって、より安全に通行できる自転車の通行空間の確保について検討を行ってまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課(交通安全施策担当) 電話:06-6615-7699

番号	3 (2)
項目	<p>2023 年7月より、「特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)」について、最高速度が時速 20 キロ以下のものは、16 歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメット着用は任意となったほか、最高速度が時速6キロ以下の「特例特定小型原動機付自転車」は通行許可されている歩道は通行可能とするなどの規制緩和がなされた。しかし、この間の実証実験では交通事故は増加傾向にあり、今後は事故が多発する危惧があることから、厳格な通行ルールの設定・周知や歩道・自転車道・車道の峻別、厳格な取り締まりや教育指導等の対策に取り組まれない。</p>
<p>(回答)</p> <p>特定小型原動機付自転車につきましては、道路の交通方法及び罰則については道路交通法及び大阪府道路交通規則に定められており、電動キックボードによる道路の交通方法もこれらの法規によるところであります。</p> <p>法規に基づく取締りは警察の所管となりますが、本市としましては、特定小型原動機付自転車の基本ルールに関するリーフレットや安全利用ハンドブックを本市のホームページに掲載するなど、交通ルール遵守やマナー向上のための啓発活動に取り組んでおり、また、区役所や警察署、関係団体等で構成された「交通事故をなくす運動」区推進本部を各区に設置し、交通安全教室、街頭啓発活動など、市民協働による交通安全運動を実施しているところです。</p>	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話:06-6208-7317

番号	4
項目	<p>労働基準法が改正され、自動車運転業務の上限規制が適用されたが、トラック運輸産業では労働力不足と高年齢化が深刻な課題となり、業界団体や事業者も高校新卒者などの採用強化のため様々な努力を行なっている。大阪府においても高校生の就職活動を指導される際、トラック運輸産業への就業促進につながるよう、引き続き取り組み支援を願いたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、トラック運転手をはじめバスやタクシーなどの車両運転に携わる仕事への就業促進に向けた取組として、令和3年度に就職を考えておられる方を対象に「ドライバーのおしごとゼミナール」、令和4年度には企業等の総務・人事担当者を対象とした「ドライバー定着率向上セミナー」、また令和5年度には関連する団体・協会などの協力を受け現場の声などを交えたドライバーの働き方に関するセミナーを開催し、就業促進に向け取り組んでいます。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話:06-6208-7375</p>

番号	5
項目	<p>2025年の大阪・関西万博開催による交通渋滞について、港湾を職域とする物流ドライバーからは不安の声があがっている。渋滞だけに限らず、港湾地区での長時間の路上待機等を改善するため、海上コンテナ車両専用道路の追加、車線の拡幅等を行い、夢洲地区での物流ネットワークが安全・円滑に機能するように取り組まれない。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、2025年日本国際博覧会開催期間中及びその前後期間においても、港湾物流機能を阻害することのないよう、物流交通対策を実施します。</p> <p>夢洲への道路アクセスである此花大橋、夢舞大橋、舞洲地区や夢洲地区内の幹線道路については、すでに4車線から6車線に拡幅を完了しており、ボトルネックになることが想定される夢洲地区内や舞洲東の交差点については、立体交差に改良し、観光車両との分離等を図っているところです。</p> <p>加えて、ICTを活用しコンテナターミナルにおけるゲート処理機能等の効率化を目的とした「新・港湾情報システム(CONPAS)」を令和5年度末に運用を開始したほか、道路上に待機しているコンテナ車両を引き込むためのコンテナ車整理場を整備し、令和6年11月に合計670台分を供用しました。</p> <p>また、夢洲コンテナターミナルへより円滑に車両を引き込むため、ターミナルゲートの増設等を含む荷さばき地の拡張を進めており、今年度中に運用を開始する予定です。</p> <p>さらに、万博開催期間中には、これまでもゴールデンウィーク前後や年末年始に実施している早朝や昼休みのゲートオープン時間の延長等についても、交通需要を踏まえ必要に応じて実施できるよう、関係者に協力を求めてまいります。</p>	
担当	<p>大阪港湾局 計画整備部 振興課 電話:06-6615-7767</p>